

## 令和7年度長野県本人確認情報等保護審議会 会議録（要旨）

1 日 時 令和8年1月21日（水）午前10時30分から11時まで

2 場 所 長野県庁西庁舎301号会議室（オンライン併用開催）

### 3 出席者

委員 柳澤修嗣委員、有吉美知子委員、和崎克己委員、向井はる香委員、  
代田暢志委員、児玉香織委員

長野県 石澤彰郎市町村課長  
小林芳昭デジタルインフラ整備室長

### 4 議事録（要旨）

#### 議事1 本人確認情報の県事務利用状況について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容を了承

#### 議事2 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明を受け、報告内容及び県のセキュリティ対策を了承

#### 議事3 県条例の改正について

○事務局から資料に基づき説明を受け、県条例の改正を了承

#### 議事4 本人確認情報の利用拡大について

○事務局から資料に基づき説明を受け、住民基本台帳ネットワークの利用を了承

#### その他 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

○事務局から資料に基づき説明

**【閉会】**

# 長野県本人確認情報等保護審議会 次第

日時：令和8年1月21日（水）午前10時30分から

Web 会議

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 本人確認情報の県事務利用状況について
- (2) 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について
- (3) 県条例の改正について
- (4) 本人確認情報の利用拡大について

## 3 その他

市町村の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策について

## 4 閉 会

### 配付資料

- 資料1 本人確認情報の県事務利用状況について
- 資料2 県の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策（監査報告）について
- 資料3 『住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例』の改正について
- 資料4 本人確認情報の利用拡大について
- 資料5 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について

## 長野県本人確認情報等保護審議会委員 名簿

(任期 令和6年3月15日 ～ 令和8年3月14日)

(敬称略)

区 分	氏 名	職 業 等	備 考
個人情報の 保護に関し 識見を有す る者	柳澤 修嗣 (やなぎさわ しゅうじ)	弁護士	
	有吉 美知子 (ありよし みちこ)	弁護士	(WEB参加)
情報通信技 術の利用に 関し識見を 有する者	和崎 克己 (わさき かつみ)	信州大学 工学部教授	(WEB参加)
	向井 はる香 (むかい はるか)	PwC Japan有限責任監査法人	(WEB参加)
関係市町村 等の職員	代田 暢志 (しろた まさし)	飯田市市民課長	(WEB参加)
	児玉 香織 (こだま かおり)	軽井沢町住民課長	(WEB参加)

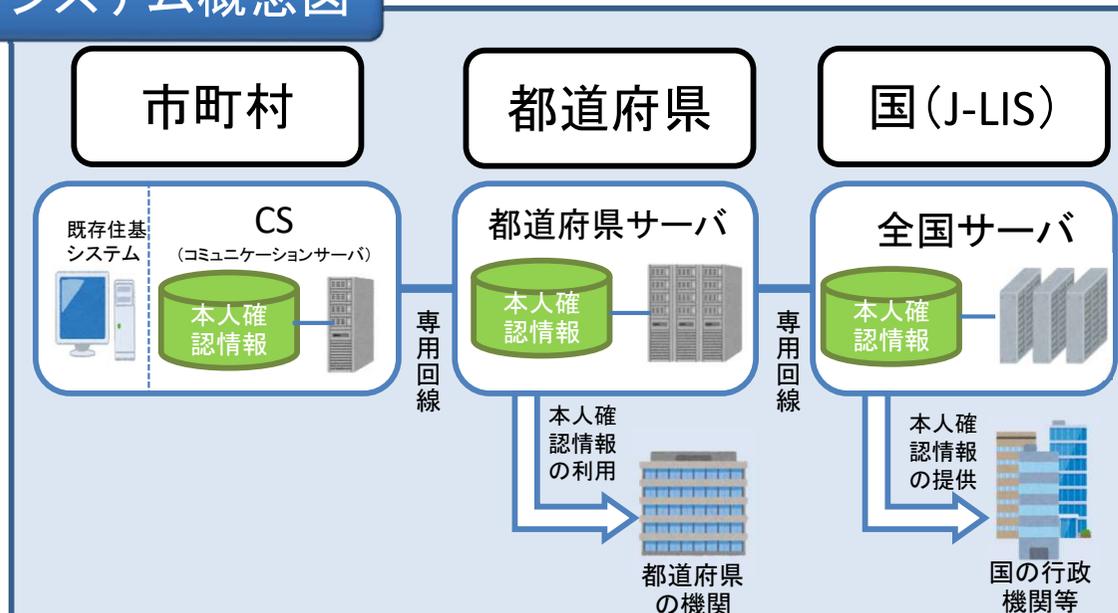
資料 1	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 8 年 1 月 21 日

## 本人確認情報の県事務利用状況について

# 住民基本台帳ネットワークシステムについて

- 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)とは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム
  - 市町村長は都道府県知事へ、都道府県知事は地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」)へ本人確認情報(※)を通知し、各団体のサーバに本人確認情報等を保管することにより実現
    - ※本人確認情報:氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード、旧氏及びこれらの変更情報
- 住基ネットを構築することにより実現可能となった事項
  - ① 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理
    - 住民票の写しの広域交付や従来の紙による通知から電子による通知が可能に
  - ② 法令等で定める事務に関して、国の行政機関や地方公共団体の執行機関等へ本人確認情報を提供
    - 行政手続きにおける住民票の写し等の提出が不要に (例)パスポート申請時の添付、年金現況届の提出
  - ③ マイナンバーカードの活用
    - 電子証明書をマイナンバーカードに格納することによりオンラインでの申請が可能に (例)e-Tax、マイナポータル

## システム概念図



## 【法令等で定める事務の区分と本人確認情報の提供元】

事務利用の区分	提供を受ける機関	提供元	
法定事務 (住民基本台帳法別表で規定)	別表1	国の行政機関等	全国サーバ
	別表2	市町村	全国サーバ
	別表3	都道府県	全国サーバ(※)
	別表4	市町村	全国サーバ(※)
	別表5	都道府県	自都道府県サーバ
	別表6	都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ
条例事務 (都道府県条例で規定)	都道府県知事及び都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)	自都道府県サーバ	

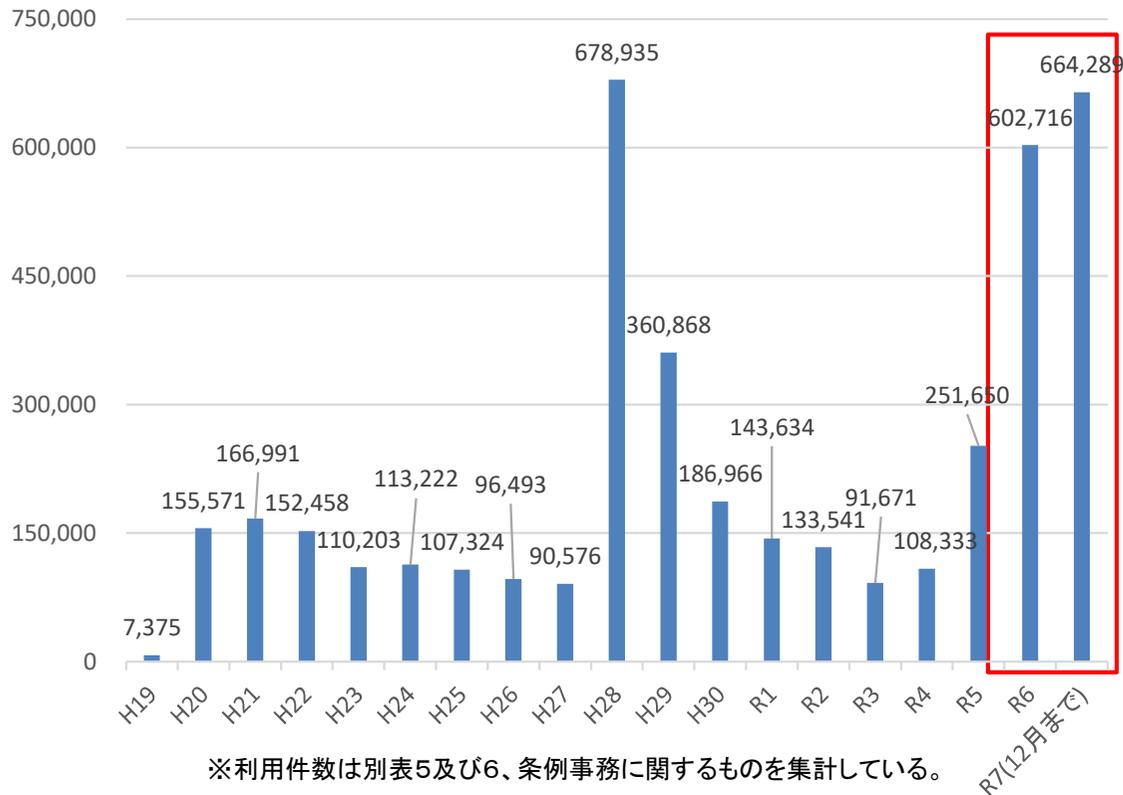
本県のサーバを利用する事務の範囲

※他の都道府県住民の本人確認情報の提供を受ける場合に限る。

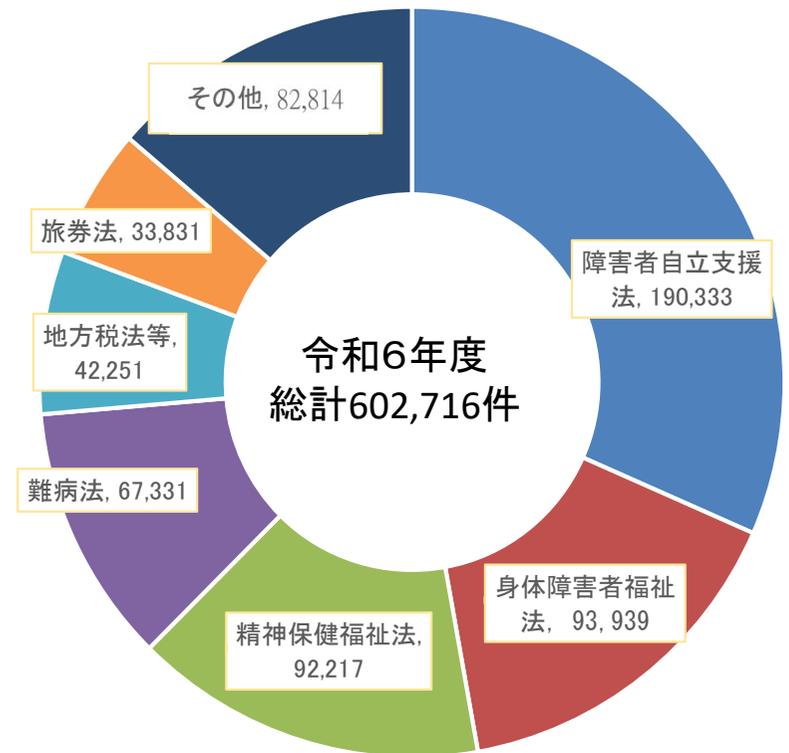
# 本人確認情報の県事務利用状況について

- 現在、本県では「住民基本台帳法」及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」に基づき、58の事務について住民基本台帳ネットワークを活用
- 令和6年度は、マイナンバー情報総点検によりマイナンバーの紐付け誤りが判明し、各利用事務についても自主点検を行ったため、事務利用件数は延べ602,716件となっている(令和5年度の件数を約35万件上回る)。
- 令和7年度は、自立支援給付に係る事務利用が増加(R6:約19万件→R7:約35万件)するなどにより、事務利用件数は延べ664,289件となっている(令和6年度の件数を約6万件上回る)。

【住基ネット利用件数の推移(H19～R7)】



【住基ネット利用件数の種別構成(R6)】



# (参考) 本人確認情報の利用状況詳細 (令和6年度)

法定事務 33事務	利用事務の概要	担当課	利用件数
	法定事務計		
恩給法	退職年金給付の際の受給者の住所確認、生存確認	職員総務課	402
地方税法等	納税義務者所在調査、滞納者所在調査等の住所確認	税務課	42,251
消防法	危険物取扱者免状、消防設備士免状交付申請の際の本人確認	消防課	0
旅券法	旅券の発給等の申請の際の本人確認	国際交流課 各地域振興局	33,831
原爆被爆者援護法	医療特別手当等手当給付の際の受給者の住所確認 生存確認	地域福祉課	2,133
電気工事士法	電気工事士免状交付申請等の際の本人確認	産業技術課	0
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許の交付申請等の際の本人確認	建築住宅課	11
旅行業法	旅行業の登録申請等の際の本人確認	山岳高原観光課	17
通訳案内士法	通訳案内士の登録申請等の際の本人確認	観光誘客課	11
不動産鑑定評価法	不動産鑑定業者の登録申請等の際の本人確認	建設政策課	12
建築士法	建築士の届出等の際の本人確認	建築住宅課	16
住宅宿泊事業法	民泊の届け出をした者の実在確認	食品・生活衛生課	3
特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の届け出をした者の実在確認	広報・共創推進課	111
水道法	水道事業者の届出等の際の本人確認	水道事業課	11
感染症予防法	入院の勧告・措置事務に係る本人確認	疾病・感染対策課	0
難病法	特定医療費の支給事務に係る本人確認	疾病・感染対策課	67,331
児童福祉法	養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給等	こども・家庭課 疾病・感染対策課 障がい者支援課	19,717
児童扶養手当法	児童扶養手当の支給事務に係る本人確認	こども・家庭課	2,565
母子父子寡婦福祉法	資金の貸付け、給付金の支給事務に係る本人確認	こども・家庭課	1,863
生活保護法	保護の決定・実施事務に係る本人確認	地域福祉課	121
身体障害者福祉法	身体障害者手帳交付事務に係る本人確認	障がい者支援課	93,939
精神保健福祉法	精神障害者保健福祉手帳交付事務に係る本人確認	疾病・感染対策課	92,717
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給事務に係る本人確認	障がい者支援課	3,987
障害自立支援法	自立支援給付の支給事務に係る本人確認	疾病・感染対策課	190,333
中国残留邦人等自立支援法	支援給付の支給、配偶者支援金の支給事務に係る本人確認	地域福祉課	0
公営住宅法	公営住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
住宅地区改良法	改良住宅の管理事務に係る本人確認	公営住宅室	0
特別支援学校就学奨励法	特別支援学校への就学のための経費支弁事務等に係る本人確認	教育委員会 (特別支援教育課)	8,442
高校無償化法	就学支援金の支給事務に係る本人確認	教育委員会 (高校教育課)	17,464
高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給事務に係る本人確認	県民の学び支援課	12,504
児童手当法	児童手当の支給に係る本人確認	デジタルインフラ整備室	0
労働施策総合推進法	職業転換給付金の支給状況の登録	産業人材育成課	181
知的障害者福祉法	知的障害者の判定のための本人確認	障がい者支援課	2,912

条例事務 15事務	利用事務の概要	担当課	利用件数
	条例事務計		
退職年金の給付	受給者の住所確認、生存確認	職員総務課	95
心身障害者扶養共済年金の支給	年金受給権者の住所確認、生存確認	障がい者支援課	10,178
国有農地等の管理及び処分	国有農地の旧所有者の所在調査等の際の住所確認	農業政策課	4
高等学校等奨学金等の返還	連帯保証人・返還義務者の所在調査等の際の住所確認	教育委員会 (高校教育課)	0
放置違反金等の徴収	納付義務者の所在調査等の際の住所確認	公安委員会 (交通指導課)	0
住民監査請求に関する事務	住民監査請求人の本人確認	監査委員 (監査委員事務局)	0
生活に困窮する外国人の保護	外国人住民の住所確認、個人番号確認	地域福祉課	54
公立高校授業料の減免	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
公立高校学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号確認	教育委員会 (高校教育課)	0
私立高校授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	県民の学び支援課	0
私立高校被災生徒授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	県民の学び支援課	0
私立高校等奨学金給付金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	県民の学び支援課	0
私立高校等学び直し支援金の支給	保護者の住所確認、個人番号の確認	県民の学び支援課	0
私立小中学校等授業料等軽減事業補助金の交付	保護者の住所確認、個人番号の確認	県民の学び支援課	0

<b>総計(法定事務+条例事務)</b>	<b>602,716</b>
----------------------	----------------

資料 2	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 8 年 1 月 21 日

## 県の住民基本台帳ネットワークシステム セキュリティ対策（監査報告）について

# 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策について

○ 住基ネットの適切な利用を担保するため、「制度・技術・運用」の3つの側面からセキュリティ対策を実施

## 制度面

- 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- 職員の秘密保持義務
- 「本人確認情報」の提供先の制限
- 「本人確認情報」の利用事務を限定

住民基本台帳法で規定

## 技術面

- 専用回線の利用
- ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- 操作者認証に生体認証（静脈認証）を導入

## 運用面

- 職員教育の徹底（セキュリティ対策の周知・徹底）  
住基ネットを利用する新規担当職員を対象とした研修会の実施
- 業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策  
業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- 物理的なセキュリティ対策  
入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- システム管理に関するセキュリティ対策  
USB、ドキュメント（書類）及び住基ネット利用履歴の徹底管理
- 委託業者の管理  
契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視



対策が適切に機能しているかを、「自己点検」「内部監査」「外部監査」によりチェック

# 令和7年度住民基本台帳ネットワーク監査について

- 事務利用機関の住基ネットの適正な運用を図るため、セキュリティ責任者(市町村課長)が監査を実施
- 監査の実施に当たっては、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者(デジタルインフラ整備室長)が監査実施計画を毎年作成し、県機関における住基ネットに係る運用や職員が遵守すべき事項が守られているかを確認

## 【監査の実施方法】

事務利用機関等(県庁内各課、地域振興局)が自ら行う「自己点検」、内部監査人が行う「内部監査」、外部監査人が行う「外部監査」の3種を実施

区分	内容	実施時期	監査人	対象機関
自己点検 (H20から実施)	調査表の該当項目について、1点から3点の3段階で自己点検を行う	毎年1回	各機関の責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(40機関) 県庁各課及び地域振興局総務管理課</li> <li>・運用機関(2機関) 市町村課、デジタルインフラ整備室</li> </ul>
内部監査 (H20から実施)	自己点検結果について内部監査人が実地にて検証する	1機関あたり 3年に1回	セキュリティ責任者及びネットワーク管理者の指定する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務利用機関(40機関)</li> </ul>
外部監査 (H21から実施)	自己点検結果について外部監査人が実地にて検証する		一定の資格・能力を有する監査人	

# 監査結果について

## 【令和7年度監査結果】

区分	実施機関	監査人	監査結果等 (3点満点)
自己点検 (R7.6~7)	事務利用機関、運用機関(40機関)	各機関責任者	2.99点
内部監査 (R7.10~11)	こども・家庭課、県民の学び支援課、 食品・生活衛生課、農業政策課、交通指導課、 監査委員事務局、国際交流課、佐久地域振興局、 松本地域振興局、北アルプス地域振興局 (10機関)	市町村課 デジタルインフラ整備室	2.95点
外部監査 (R7.11)	山岳高原観光課、長野地域振興局(2機関)	外部監査人 ((株)インテック)	3.00点

## 【監査での指摘事項と対応案】

- 本人確認情報の不適切な利用はなかったものの、次のとおり住基ネットの管理・運用に関する事務手続きに不備あり。  
(内部監査)
  - ・管理帳票(ドキュメント管理簿、帳票管理簿)を作成していなかった。(県庁:4機関)
  - ・業務端末使用管理簿の作成及び操作ログとの突合ができていなかった。(県庁:2機関)

監査での指摘事項については、全事務利用機関に周知するとともに、毎年度当初に実施している担当者研修会においても共有し、住基ネットの適切な運用を図る。

# 令和8年度住民基本台帳ネットワーク監査の実施について（案）

## 【基本的な考え方】

1. 全ての事務利用機関を対象に、自己点検を年1回実施する。
2. 全ての事務利用機関を対象に、内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。
3. 新規事務利用機関については、利用開始年度に内部監査を実施する。

## 【令和8年度の監査について】

現行の第6期監査(R5～R7の3年間)が終了した。第7期監査(R8～R10の3年間)においても、上記基本的な考え方に基づき、全ての事務利用機関を対象に内部監査又は外部監査を3年間で1回実施する。

## （令和8年度監査計画）

	監査人	対象機関
内部監査	市町村課、デジタルインフラ整備室職員	消防課、広報・共創推進課、職員総務課、 児童相談・養育支援室、地域福祉課、 建築住宅課、公営住宅室、 諏訪地域振興局、木曾地域振興局(9機関) 新規事務利用機関(3機関)*
外部監査	一定の資格・能力を有する者	観光誘客課、南信州地域振興局(2機関)

\*新規事務利用機関は後段の議事で本審議会の  
了承を得た上で決定

資料3	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和8年1月21日

# 『住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例』 の改正について

## 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和7年法律第35号)(第15次地方分権一括法)の成立に伴い、住民基本台帳法の一部が改正された。

本改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務が拡大し、県条例との重複箇所が発生するため、今般事務的な改正を行うもの。

## 2 改正の内容

「住民監査請求に関する事務」を削除(第3条別表関係)

(現在は条例を根拠として利用しているが、住基法の一部改正により、法を直接の根拠として利用が可能となるため)

## 3 関係法令

住基法第30条の15別表第6関係

## 4 今後のスケジュール

令和8年2月定例会に上程

## 5 施行日

公布の日

### 【参考】 第15次地方分権一括法の概要

- ・地方からの制度改革を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施するため、6事項(8法律)を改正するもの(令和7年8月16日施行)。
- ・住基法の改正により、36法律に基づく事務が住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務に追加された。

資料 4	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和 8 年 1 月 21 日

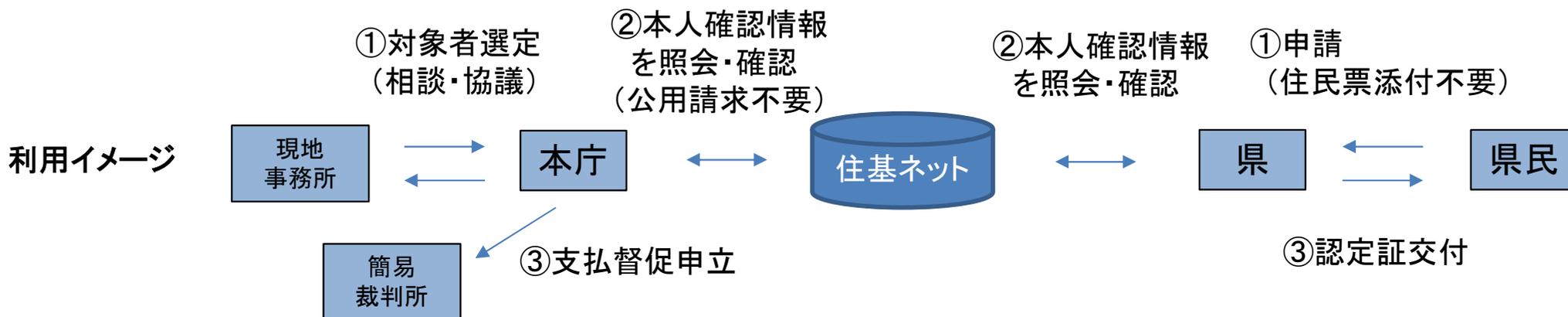
## 本人確認情報の利用拡大について

# 県事務における利用拡大について①（案）

○ 住基法の改正に伴い、令和8年度から新たに次の4つの事務において住基ネットの活用を準備中（いずれも法定事務）

## 【住基ネットでの本人確認情報の取得】

	①企業局 水道事業課	②健康福祉部 介護支援課
事務内容	料金の支払督促、徴収、滞納処分、債権の督促及び強制執行に関する事務の対象となる者の生存の事実、氏名及び住所を住基ネットを用いて確認	特定行為業務従事者認定証の交付に係る申請について、申請者の住所を住基ネットを用いて確認
根拠法	地方自治法	社会福祉士及び介護福祉士法
事務の流れ	① 支払督促等の対象者選定（現地事務所→水道事業課へ相談・協議等） ② 対象者の調査（住基ネットで生存の事実、氏名及び住所を照会・確認） ③ 簡易裁判所へ支払督促の申し立て等	① 特定行為業務従事者認定証交付に係る申請 ② 申請内容の審査（住基ネットで申請者の住所を照会・確認） ③ 特定行為業務従事者認定証の交付
効果	住民票の写しの公用請求が不要	住民票の写しの添付が不要
想定利用件数	年5件程度	年340件程度

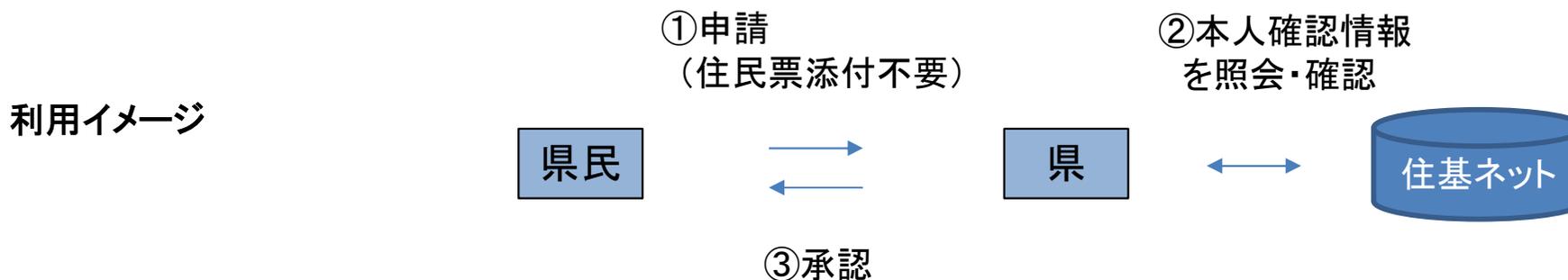


# 県事務における利用拡大について②（案）

- 住基法の改正に伴い、令和8年度から新たに次の4つの事務において住基ネットの活用を準備中（いずれも法定事務）

## 【住基ネットでの本人確認情報の取得】

	③建設部 河川課	
事務内容	業者登録及び登録事項変更の申請の届出について、代表者・役員・業務管理者の住所・生年月日を住基ネットを用いて確認	業者登録及び登録事項変更の申請の届出について、代表者・役員・業務管理者の住所・生年月日を住基ネットを用いて確認
根拠法	採石法	砂利採取法
事務の流れ	① 登録の申請 ② 申請内容の審査（住基ネットで業務管理者の住所・生年月日の照会・確認） ③ 登録の承認	① 登録の申請 ② 申請内容の審査（住基ネットで業務管理者の住所・生年月日の照会・確認） ③ 登録の承認
効果	住民票の写しの添付が不要	住民票の写しの添付が不要
想定利用件数	年30件程度	年50件程度



資料5	長野県本人確認情報等保護審議会
	令和8年1月21日

# 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの セキュリティ対策について

# 市町村の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策

- 市町村においても、県のセキュリティ対策と同様に、「自己点検」及び総務省が実施する「外部監査」が行われてきたところだが、新型コロナウイルス感染症により、実地での「外部監査」が令和2年度以降未実施
- 感染症対策を踏まえた「外部監査」を実施するため、令和3年度からJ-LISにおいて、リモートによる「実機調査」「リモート監査」「リモートヒアリング」及び「オンラインセミナー」を実施

## 【令和7年度のセキュリティ対策の実施状況】

### 1 自己点検

総務省が定めたチェックリストの項目について1点から3点の3段階で自己点検を実施

対象	平均点	3点未満の主な理由
全市町村	2.99	セキュリティ会議・緊急時対応訓練の未実施

### 2 監査等の実施

区分	監査人	対象	実施時期	内容
実機調査	J-LIS	全市町村	R7.7～8	実機(住基ネットの利用端末等)の設定が適切なものになっているかをパッチプログラムにより確認
リモート監査		3町3村 (箕輪町ほか)	R7.11～ R8.2	自己点検結果の内容をウェブ会議システムを活用し網羅的に監査
リモートヒアリング		26市町村 (松本市ほか)	R7.10～ R8.2	リモート監査の監査項目を重点化し、電話でのヒアリングを実施
オンラインセミナー		全市町村	R8.2	市町村での内部監査の実施方法やセキュリティ対策に関するオンラインセミナーを実施(予定)

### 3 県の関わり

各種監査において、点数が低いものや監査人から指摘を受けた事項について、フォローアップを実施